

令和元年 決算特別委員会 第一分科会（総務部所管） 開催状況

開催年月日 令和元年11月13日（水）
 質問者 日本共産党 宮川 潤 委員
 答弁者 法務・法人局長、学事課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
一 私学助成の拡充等について 私学助成における道の予算の主なものとして、学校等の運営費に対する支援には「私立学校等管理運営対策費補助金」が、高校の授業料に対する支援には、国の「就学支援金」や年収が低い世帯の負担軽減を目的とした道単独の「授業料軽減補助金」があるものと承知しております。 そこで、以下、伺ってまいります。 （一）授業料に関する公私間格差について 国の「就学支援金」により、公立高校については、年収910万円未満の世帯は授業料が実質無償化となっておりますが、道内の私立高校では、毎月、授業料のほかに施設整備費なども含めて「学費」として、保護者が負担しております。 道単独の「授業料軽減補助金」、6億1,600万円では、2014年度から年収270万円未満の世帯については、授業料等の学費が実質無償化となるような制度改革があったものと承知しておりますが、実態はどのようになっているか、お示ください。 また、2018年度の道内私立高校の平均授業料等を基準とした場合、保護者への自己負担は一切発生していないのか、伺います。 【指摘】 授業料が平均よりも高い場合は、年収は低い世帯に自己負担が発生しているということで、早期に解消するように指摘するものであります。 （二）「就学支援金」の制度改革について 来年4月から、国では、年収590万円未満の世帯に対して、就学支援金の支給上限額の引き上げを予定しております。 この制度改革により、道の授業料軽減補助金と重複する部分が出てまいります、その重複額は、2018年度の補助金支給実績ベースで試算すると、いくらになるのか、伺います。 （三）授業料軽減補助金の拡充について 試算は現在では出来ないけれども余剰財源が発生することということだけは疑う余地はないと思います。 来年度において、この財源をどのように活用する考えなのか。 国の制度改革では、支援内容が拡充されない年収590万円以上の世帯に対して、道独自に支援する考えはありますか、伺います。	（学事課長） 授業料軽減補助金についてであります、道では、住民税の所得割が非課税であります年収が270万円未満程度の世帯につきまして、授業料の実質無償化が図られるよう、平成26年度に、補助上限額を概ね道内私立高校の授業料等の平均であります月額31,250円とする制度改革を行ったところでございます。 このため、制度上、授業料等が道内の平均を超える高校に通う生徒につきましては、保護者の負担が生じることとなっておりますとともに、平成30年度の道内私立高校の授業料等の平均は、制度改革時の平成26年度と比べまして、33,191円に上昇をしております。 （学事課長） 国の制度拡充の影響についてであります、国の就学支援金制度の改正後の給付水準などの詳細につきましては、今後の政府予算編成の中で、明らかになってくるものと承知しておりまして、現状では、授業料軽減補助金への影響額を算出できない状況でございます。 （法務・法人局長） 授業料軽減補助制度についてでございますが、現行の授業料軽減補助金につきましては、来年度以降、拡充後の国の制度の対象となる部分もございすることから、道といたしましては、今後詳細が明らかとなる国の制度と組み合わせ、効果的な支援となるよう、検討を行いますとともに、私学団体や学校関係者等からも幅広くご意見を伺いながら、保護者負担の軽減に努めてまいります。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
（三）－再 授業料軽減補助金の拡充について 国の制度では授業料が無償化となりますけれども、学費に含まれている施設整備費や実験実習費は無償化の対象とはなっていません。道の補助金を施設整備費や実験実習費等に充当し、生徒保護者負担を解消すべきではないでしょうか。また、道が補助金としてきた6億円あまりは生徒保護者負担軽減のために使うべきではないですか。伺います。 【指摘】 道単独の授業料軽減補助金、6億1,600万円については生徒保護者の負担軽減及び私立学校の運営対策費等のために活用していくべきであると指摘をし、次の質問に移ります。	（法務・法人局長） 授業料軽減補助金についてでございますが、道といたしましては、道内における公私間格差の状況も踏まえまして、今後、詳細が明らかとなります国の制度改革の具体的な内容と整合性を図りながら、引き続き、保護者負担の軽減に努めてまいります。